

陸上自衛隊達第91—5号

艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓令第3号）
第14条の規定に基づき、陸上自衛隊船舶事故調査及び報告等に関する達
を次のように定める。

平成29年11月30日

陸上幕僚長 陸将 山崎 幸二

陸上自衛隊船舶事故調査及び報告等に関する達

改正 平成30年3月19日達第91—5—1号 令和元年6月27日達第122—303号

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊における船舶事故調査及び報告等に関して
必要な細部の事項を定めることを目的とする。

2 この達に定めのない事項については、事故報告に関する達（陸上自衛
隊達第121—2号）に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓令 艦船事故調査及び報告等に関する訓令（昭和34年防衛庁訓
令第3号）をいう。
- (2) 船舶 陸上自衛隊において使用する水陸両用車両及び小型ボート類
をいう。
- (3) 水陸両用車両 陸上自衛隊において使用する水上航行が可能な自動
車（水陸両用車及び94式水際地雷敷設装置）をいう。
- (4) 小型ボート類 浮橋用動力ボート（92式浮橋用）、潜入ボート、
偵察ボート（8人乗）、偵察ボート（5人乗）改、水上機動用ボート、
ボート（学校用）をいう。
- (5) 事故発生部隊等 船舶事故が発生した当該船舶の所属する師団、旅
団、施設団、混成団、第1空挺団、水陸機動団、中央即応連隊、特殊
作戦群、富士学校、施設学校、武器学校、沿岸監視隊及びこれらの部
隊等の一部が隷属し又は配属された部隊等の長の属する部隊等をいう。
- (6) 陸上総隊司令官等 事故発生部隊等が隷属し又は配属された陸上総
隊司令官若しくは方面総監若しくは防衛大臣直轄部隊等の長（事故発
生部隊等である場合を含む。）をいう。

（船舶事故の範囲）

第3条 訓令第2条第1項第2号に掲げる事故の範囲は、次の各号のいず
れかに該当する場合をいう。

- (1) 水密油密構造、機関装置、推進軸系及びプロペラに損害が生じた場合
 - (2) 操舵装置・舵及び航海機器に損害が生じた場合
 - (3) その他船舶の航行に係る重要と認められる損害が生じた場合
- 2 訓令第2条第1項第3号に掲げる艦船の運用に関連する事故の範囲は、次の各号のいずれかによって人員の死傷（行方不明を含む。）又は他の施設若しくは物件の滅失若しくは損壊を生じた場合をいう。
- (1) 航行
 - (2) 船上における訓練その他の諸作業
 - (3) 機関装置、操舵装置、排水設備等の操作取扱い
 - (4) 装備武器の操作取扱い
- 3 前2項の規定にかかわらず次の各号に掲げるすべてに該当する場合は、艦船事故に含まないものとする。
- (1) 通常の航行に支障がない場合
 - (2) 野整備部隊若しくは使用部隊で整備し得る場合又は補給処整備若しくは外注整備を要し、かつ、復旧額が600万円未満の場合
 - (3) 人員に死亡又は負傷がない場合
 - (4) 自衛隊に属さない船舶、施設又は物件に損傷がない場合
（船舶の損害の程度のカテゴリ）
- 第4条 訓令第4条第2号にいう大修理とは、補給処整備又は外注整備を要し、かつ、復旧額が600万円以上の場合をいう。
（委員会の設置）
- 第5条 訓令第8条第1項の規定に基づき、陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）に船舶事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
（委員会の所掌事務）
- 第6条 委員会は、船舶事故の原因を究明し、必要な船舶事故防止についての意見を提出するため、次の各号に掲げる所掌事務を行う。
- (1) 船舶事故調査に関すること。
 - (2) 船舶事故調査報告書の作成に関すること。
 - (3) 第16条に規定する具申に関すること。
（委員会の組織）
- 第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員長、副委員長、陸幕委員部隊等委員及び副委員並びに専門委員をもって組織する。
- (1) 委員長
陸上幕僚副長
 - (2) 副委員長
陸幕装備計画部長
陸幕監察官

- (3) 陸幕委員
人事教育部 人事教育計画課長
運用支援・訓練部 運用支援課長
〃 訓練課長
装備計画部 装備計画課長
〃 武器・化学課長
〃 通信電子課長
指揮通信システム・情報部 情報課長
衛生部 医務・保健班長

(4) 部隊等委員及び副委員

ア 委員

陸上総隊幕僚長
方面総監の指名する幕僚副長（1名）
富士学校副校長
施設学校長
武器学校長

イ 副委員

陸上総隊司令官、方面総監、富士学校長、施設学校長及び武器学校長が隷下の部隊等に所属する隊員から、指名しておくものとする。

(5) 専門委員

必要に応じ陸上幕僚長（以下「陸幕長」という。）の指名する陸上自衛隊の隊員

2 陸幕長は、事故の状況に応じ、副委員長又は委員を増加指名することがある。

（委員長等の任務）

第8条 委員長は、委員会を招集し委員会の会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは委員長の指定する副委員長が委員長の職務を代理する。

3 陸幕委員は、委員会の議事に参加するほか、次の事務をつかさどる。

(1) 委員長が指定した委員は、議事の準備、進行等

(2) その他の委員は、必要に応じ委員長の示す事務

4 部隊等委員は、必要に応じそれぞれ委員長の示す分担の事務をつかさどる。副委員は委員を補佐する。

5 専門委員は、それぞれ専門的事項について委員長の示す分担の事務をつかさどる。

6 部隊等委員及び副委員並びに専門委員は、必要に応じ委員会の議事に参加する。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、陸幕装備計画部長の指定する課において処理す

る。

(船舶事故発生時の処置)

第10条 船舶事故が発生した場合、事故発生部隊等の長又は事故現場付近にある部隊等の長は、訓令第6条の規定による処置を行うものとする。

(船舶事故報告の区分)

第11条 陸幕長に対する船舶事故報告の区分は、船舶事故速報、船舶事故詳報及び船舶事故調査報告書とする。(装計定第27号)

(船舶事故速報)

第12条 事故報告に関する達(陸上自衛隊達第121-2号)第5条第1項に示す報告責任者の行う船舶事故速報の内容は訓令第7条第1項各号に規定する事項について報告するものとする。

(船舶事故詳報)

第13条 第10条の規定による報告を受けた陸上総隊司令官等は、当該事故が中事故以上の場合又は陸幕長が特に指定する小事故及びその他の事故の場合にあっては、事故発生後遅滞なく別紙第1の形式による船舶事故詳報(以下「事故詳報」という。)を陸幕長に提出するとともに、その写しを関係の部隊等の長に送付するものとする。

(船舶事故調査報告書)

第14条 委員会は、船舶事故調査(以下「事故調査」という。)を実施し、別紙第2の形式による船舶事故調査報告書(以下「事故調査報告書」という。)を作成して事故発生後3箇月以内に陸幕長に提出するものとする。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ陸上幕僚長の承認を得て、その期間を延長することができる。

2 委員会は、前項の規定による事故調査に際し、事故船舶の所属する上級の部隊等の長による現地調査を適当と認める場合は、これを当該部隊等の長に指示し、その調査資料に基づき、事故調査報告書を作成することができる。

(調査の委託等)

第15条 委員会は、事故調査を行うに当たり必要と認める場合は委員会の構成員以外の者に所要の試験等を委託し又は意見の聴取、資料の提供等を行うことができる。

(調査及び報告に関する特例)

第16条 陸幕長は、船舶事故速報が、訓令第10条に規定する小事故又はその他の事故に該当し、かつ経過等が単純と思われるものについては、委員会の具申を受け、陸上総隊司令官等に事故調査を行わせることがある。この場合、必要に応じ委員会の構成員のうち適任者を派遣し調査等を援助させる。

2 総監等は前項の調査結果に基づき、事故発生後3箇月以内に事故調査報告書(2部)を作成し、陸幕長に報告するものとする。

(事故調査報告書の通知)

第17条 陸幕長は、委員会から答申された事故調査報告書のうち、所要の事項を関係部隊等の長に通知するものとする。

2 陸上総隊司令官等が自ら調査した船舶事故については、その結果を事故発生部隊等の長に通知するものとする。

(陸幕の事故調査報告に対する処置)

第18条 陸幕の関係部長は、事故調査報告書に基づき、事故再発防止のための施策を講じ、その処置状況を陸幕長に報告するものとする。

(船舶事故防止対策報告)

第19条 陸上総隊司令官等は、第17条1項に規定する通知に基づき事故防止対策実施状況報告書(様式別紙第3)を作成し、1箇月以内に陸幕長に報告するものとする。(装計定第27号)

附 則

この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則(平成30年3月19日陸上自衛隊達第91—5—1号)

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号)

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

船舶事故詳報
(装計定第 2 7 号)

- 1 事故発生部隊等の名称及び事故船舶の型式
- 2 事故発生日時・場所(位置)及び天候
- 3 事故概要(別表第 1 により分類すること。)
 - (1) 発生時期
 - (2) 事故態様
- 4 事故の状況
 - (1) 事故船舶の行動の概要
 - (2) 事故発生の状況
 - (3) 事故に対する処置
- 5 行方不明者・死傷者の有無
行方不明者・死亡者についてはその官職・氏名及び参考事項、負傷者についてはその具体的症状及び参考事項
- 6 施設・物件の損傷の状況
損傷の箇所・程度・復旧(見込み)日時等
- 7 事故の推定原因
(主因・副因については、別表第 2 により分類し、これを説明すること。)
- 8 事故の及ぼす影響
- 9 所見その他
- 10 事故関係者の官職・氏名・略歴等

別表第1（第13条、第14条、第16条関係）

船舶事故概要（発生時期・事故態様）分類表

1 発生時期

| | | | |
|---|------|---|--------------------|
| 1 | 入出水時 | a | 地上又は母艦船等から入水時 |
| | | b | 地上又は母艦船等から入水時（上陸時） |
| | | c | その他 |
| 2 | 航行中 | a | 通常航行中 |
| | | b | 作業、訓練等実施中 |
| | | c | その他 |
| 3 | 整備中 | a | 点検中 |
| | | b | その他 |

2 事故態様

| | | | |
|---|------|----|--|
| 1 | 衝突 | 9 | 船体損傷（1～8以外） |
| 2 | 乗揚 | 10 | 機関損傷（同上） |
| 3 | 転覆 | 11 | 推進器障害（同上） |
| 4 | 沈没 | 12 | 舵損傷（同上） |
| 5 | 滅失 | 13 | その他船舶の航行に関するすべての機器の亡失、損傷等（1～12以外の場合） |
| 6 | 行方不明 | 14 | 運用上の人員事故（船舶構造・設備又は運用に関連する人員の死亡若しくは負傷） |
| 7 | 火災 | 15 | 運用上の施設・物件事故（船舶構造・設備又は運用に関連する他の施設・物件の滅失・損壊） |
| 8 | 浸水 | 16 | その他 |

別表第2（第13条、第14条、第16条関係）

船舶事故主要原因分類表

| | | | | | | | |
|---|----------|---|-------------------|---|----------|---|-----------------------------|
| 1 | 操船 | A | 判断の不適切 | 4 | 器材 | A | 材料衰耗 |
| | | B | 注意不十分 | | | B | 材質・構造及び 工作上的欠陥 |
| | | C | 錯誤 | | | C | 装置・機器の不良 又は故障 |
| | | D | 操船・取扱及び 処置の不適切 | 5 | 不可抗力 | A | 他船の航行・操船 の不良による不可 抗力等 |
| 2 | 整備 | A | 整備不十分 | 6 | 気象 海象 | A | 天気・気象・海象 等 |
| | | B | 点検不十分 | 7 | その他 | A | 原因不明 |
| 3 | 監督 指導 | A | 監督指導不適切 | | | 7 | その他 |
| | | B | 監督指導不十分 | | | | |

別紙第 2 (第 1 4 条、第 1 6 条関係)

船舶事故調査報告書
(装計定第 2 7 号)

- 1 事故発生部隊等の名称及び事故船舶の型式
- 2 事故発生日時、場所及び天候
- 3 事故概要
 - (1) 事故種別 (大事故、中事故等)
 - (2) 発生時期 (別表第 1 により分類)
 - (3) 事故態様 (別表第 1 により分類)
 - (4) 事故関係者の官職、氏名、略歴等
- 4 事故の状況
 - (1) 事故船舶の行動の概要
 - (2) 事故発生の状況
 - (3) 事故に対する処置
- 5 人員の死傷 (行方不明を含む。) 及び施設、物件の損傷の状況並びに参考事項
- 6 修理復旧に関する事項
- 7 事故の原因
(主因・副因については、別表第 2 により分類し、説明をつけること。)
- 8 事故防止方法に関する意見等

事故防止対策実施状況報告書
（装計定第27号）

- 1 事故発生年月日
- 2 事故発生場所及び天候等
- 3 事故発生部隊等の名称及び事故船舶の型式
- 4 事故の概要
- 5 事故防止対策の実施状況

| 事故防止対策 の項目 | 事故防止対策実施状況 | 実施（予定） 年月日 | その他 |
|---------------|------------|---------------|-----|
| | | | |